

大規模地震等に対応した自衛消防力の確保

近年、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されている中で、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。

現状と課題

消防法により、一定の利用者がいる事業所の管理権原者*は、防火管理者を選任し、防火上必要な事項を定める消防計画の作成、同計画に基づく消火・通報・避難の訓練などの防火管理業務を行わせなければならないこととされている。

* 建築物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者。所有者や借受人等が該当する。

事業所において、大規模地震などの発生時の避難誘導や応急対策等の計画を定めることとされていない。

災害時の初動対応を行う自衛消防組織については規定がなく、その設置は各事業所の自主的取組みに委ねられている。

対応の考え方

不特定多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建築物について、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 大規模地震等に対応した消防計画

消防計画において、大規模地震などの発生時の対処について定めることとする必要がある。

(2) 自衛消防組織の設置

管理権原者が自衛消防組織を設置することとする必要がある。

<大規模地震等への対応事項> (イメージ)

- 避難誘導～救出救護
- エレベータ停止に伴う対応(閉込め事案等)
- 出火した場合の迅速な初期消火
- 避難施設や消防設備の損壊への対応
- 停電、断水、通信障害、交通障害等への対応
- 同時多発的な被害発生への対応 等